

大和市保育所嘱託医設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月26日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第3号

大和市保育所嘱託医設置規則の一部を改正する規則

大和市保育所嘱託医設置規則（平成21年大和市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第4条中「10人」を「8人」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。